

よくある質問（行田市小規模事業者緊急支援給付金）

Q. 対象となる小規模事業者等は。

A. 対象となる小規模事業者は以下要件が全て該当する方です。

- ① 5月1日時点で行田市市内において営業していること。（主たる事業所が市内にあること）
- ② 小規模事業者又は昨年の事業収入が収入全体の過半を占めている個人事業主であること。
- ③ 令和2年2月から8月のうち、任意の1カ月間の売上金額が前年同月比で5%以上減少していること。または、前年同月の比較ができない小規模事業者等の場合は、令和2年1月から令和2年8月の間で、連続する任意の2カ月間を比較し、売上金額が5%以上減少していること。

Q. 開業から1年未満で、前年同月の減少比較ができない場合はどうすればよいか。

A. 令和2年1月から令和2年8月の間で、連続する任意の2カ月間を比較してください。

Q. 行田市内に事業所があれば対象となるか。

A. 行田市内に主たる事業所がある小規模事業者又は個人事業主の方が対象になります。そのため、本社が市外にあっても、売上・事業収入を得ている主たる事業所が市内にあれば該当いたします。

Q. 事業収入の他にも収入があるが、該当するか。

A. 事業収入の他に収入がある場合でも、総収入のうち事業収入が過半以上を占めていれば該当になります。

Q. 1事業者で複数の事業所を所有している場合は。

A. 事業所数によらず、1事業者につき一律10万円です。

Q. どこで申請書を配布しているのか。

A. 行田市役所商工観光課、南河原支所、行田商工会議所、南河原商工会で配布しております。しかし、いずれの場所でも、申請に係る相談または申請受付は行っておりません。また、行田市役所ホームページからも申請書をダウンロードいただけます。

Q. どのように申し込みをするのか。

A. 申請書と添付書類を下記宛先まで御郵送ください。感染拡大防止の観点から、窓口での申請は行いません。

【宛先】

〒361-8601

行田市本丸2-5

行田市役所商工観光課 小規模事業者緊急支援給付金担当

Q. 複数業種を営んでいるが、申請書はどの業種を選べばよいか。

A. 昨年度で売上げが最も多い業種をお選びください。

Q. 常時使用する従業員数とは。

A. 行田市小規模事業者緊急支援事業においては、従業員のうち、パート・アルバイト、役員、個人事業主本人を除いた数を算出してください。

Q. 大手チェーンは対象になるのか。

A. 大企業が直営店として経営している場合は対象外です。ただし、大手チェーンのフランチャイズ店として小規模事業者等が経営している場合は対象となります。

Q. 確定申告書に収受印が押印されていない場合はどうすればよいか？

A. 収受印がない場合は、確定申告書と併せて、e-Tax の場合は「受信通知」、郵送の場合は「納税したことを証明する領収書の写し」または「振替納税したことが印字されている通帳の写し」等を御提出ください。

Q. 個人事業主だが、確定申告が不要のため、市民税のみの申告をしている。必要書類の確定申告書の写しは、市民税申告書の写しで代用可能か。

A. 市民税申告書の写しで代用が可能です。

Q. 国、県等の給付金や補助金との併給することは可能か。

A. 行田市小規模事業者緊急支援給付金については、他の給付金や協力金等と併せて申請することは問題ありません。ただし、他の給付金等が行田市小規模事業者緊急支援給付金と併給が可能かについては、給付金等の各窓口にてご確認ください。

Q. 本給付金は課税の対象になるか。

A. 税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

Q. いつ時点の従業員数か。

A. 申請日時点の従業員数です。

Q. 個人の事業と法人を設立しての事業をやっているが、両方給付されるか。

A. 事業者ごとの給付となりますので、個人事業主と法人とが双方が独立した別の事業者であり、それぞれが要件を満たせば、個人と法人とに給付されます。

Q. 必要書類の7番の「市内で事業を営んでいることが分かるもの（開業届、営業許可証、店舗の賃貸借契約書等）」の書類が何もない場合はどうすればよいか。

A. 例示している資料がない場合は、白色申告の方は収支内訳書、または青色申告の方は青色申告決算書を御提出ください。それらもない場合は商工観光課にご相談ください。